

農用地利用集積等促進計画(賃借権又は使用貸借による権利の設定関係)

市町名(長浜市)

番号	権利の設定を受ける者		権利の設定をする土地						設定する権利						
	氏名又は名称	住所	所在				現況地目	面積 m ²	権利の種類	内容	始期 年.月.日	終期 年.月.日	存続期間	借賃 (/10a)	借賃の支払の方法
			市町	大字	字	地番									
1	細江 正道	滋賀県長浜市	長浜市	香花寺町	中ノ北	281	田	1,408	賃借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	9,500円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
2	細江 正道	滋賀県長浜市	長浜市	香花寺町	中ノ北	282-1	田	916	賃借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	9,500円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
3	細江 正道	滋賀県長浜市	長浜市	難波町	八反田	640-2	田	1,859	賃借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	9,500円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
4	細江 正道	滋賀県長浜市	長浜市	落合町	森崎	445	田	1,876	賃借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	9,500円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
5	株式会社 小川ファーム	滋賀県長浜市	長浜市	宮司町	京田	1279	田	974	賃借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
6	株式会社 小川ファーム	滋賀県長浜市	長浜市	宮司町	京田	1279-1	田	1,147	賃借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
7	株式会社 小川ファーム	滋賀県長浜市	長浜市	今川町	平助	827	田	1,404	賃借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
8	大塚 高司	滋賀県長浜市	長浜市	垣籠町	上寺地	510	田	3,206	賃借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
9	大塚 高司	滋賀県長浜市	長浜市	東上坂町	円藤	1595	田	1,474	賃借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
10	大塚 高司	滋賀県長浜市	長浜市	保多町	清水婦け	474	田	1,199	賃借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	10,000円	指定の口座から毎年11月15日に引落し
11	横田産業 合同会社	滋賀県長浜市	長浜市	高月町馬上	八良廻り	2083	田	1,217	使用貸借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	-	-
12	横田産業 合同会社	滋賀県長浜市	長浜市	高月町馬上	八良廻り	2084	田	1,784	使用貸借権	水田	R6.2.1	R16.1.31	10年	-	-

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項の規定による通知を受けたときは、知事の承認を受けて、農用地等に係る賃借権又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 当該農作業を適正に行っていないと認めるとき
- 3 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき